



きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2009 春号

発行

和歌山県環境生活部県民局
県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL(073)432-4111

「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

5月は消費者月間です。

全国統一テーマ

『消費者新時代 消費者が主役』

食の安全・安心など消費者を脅かす事件・事故が発生している中、消費者・生活者が主役となる社会への新たな転換期を迎えます。日々安心して暮らせるためにも、自らの権利と責任を主体的に果たす存在として、消費者が主役になる社会の構築に一層積極的に参加することが望まれます。

是非、消費者月間を機会に身のまわりの消費者問題を見直し、安心して暮らせる社会を築きましょう。

消費者月間記念講演

金融経済講演会

最近の金融情勢 ～ニュースの裏を読む～

- 講師** 蟹瀬 誠一 氏
国際ジャーナリスト・キャスター、明治大学国際日本学部教授
- 開催日時** 平成21年 5月30日(土) 14時から
- 開催場所** 和歌山ビッグ愛 1階 大ホール
和歌山市手平2丁目1-2
- 定員** 250名
無料、事前申込必要

【お問い合わせ・詳細については】
和歌山県金融広報委員会
電話 073-441-2342
和歌山県県民生活課
電話 073-441-2345





消費生活センターのご案内



和歌山県消費生活センターは、和歌山市に本所、田辺市に支所があります。

本所には4人、支所には2人の相談員が勤務しており、月曜日から金曜日までは午前9時から午後5時まで、日曜日は本所で電話のみですが、午前10時から午後4時まで、県民の皆さんからの衣・食・住など消費生活全般にかかわるご相談をお受けしています。

ご相談はお電話が主ですが、来所のご相談もお受けしています。また、複雑なご相談の場合には、契約書やパンフレット等関連の書類を持って来所して頂く場合もあります。

専門資格を持った相談員がご相談をお聞きして問題解決に向けての情報提供や解決方法を助言しますが、相談者が自主的に解決するのは難しいという場合には、消費生活センターが業者との間に立ってあっせんを行います。

このほかにも、暮らしの中での疑問についてアドバイスをいたします。

「おかしいな」、「困った」という場合は、ためらわず、なやまずに、ご相談ください。

最近のご相談では、コンピューターや携帯電話を利用した悪質サイトからの不当請求やワンクリック詐欺などが最も多く、また、一時期に比べると減りましたが、はがきや郵便での架空請求も相変わらず上位を占めています。

消費者ローン、ヤミ金や多重債務のご相談も多く、社会状況を反映しているかと思われます。耐震工事、換気・除湿工事などの工事関連や不動産貸借のご相談も依然として多く寄せられています。

春にはペットを家族に迎えられる方も多いようですが、購入に際してはトラブルにならないように注意してください。

ご相談以外にも消費生活関連の知識を増やしていただくため、生活教養講座を開催しています。本所では8日間コース、地方講座は4日間のコースで時宜に合ったテーマを選んで実施いたしますので、ぜひ、ご参加ください。



その他、最近の消費者被害事例を知り、被害にあわないための知識を持っていただくために、あるいは、暮らしに役立つ情報の提供等のために、自治会や地域の各種団体などの会合に講師を無料で派遣しておりますので、ご利用ください。また、啓発ビデオやDVDの貸出も行っております。

お気軽に県消費生活センターへお問い合わせください。

県消費生活センター 電話 073-433-1551

〃 紀南支所 電話 0739-24-0999

消費生活に関するご相談・お問い合わせは、県消費生活センターやお近くの市町村までお寄せください。

春は新しい生活のスタート!! 家族としてペットの購入を考えている方へ、

ペット購入時にこんなことを注意しましょう!

世は空前のペットブームとも言われ、夕方になるとあちらこちらで犬と散歩している人々を見かけるようになりました。一昔前は、犬は「番犬」として飼う人が多かったようですが、現在はペットに「癒し」や「安らぎ」を求め「家族の一員」や「人生のパートナー」として考える人が多くなってきたようです。それに伴い、ペットに関するトラブルも増加中で、国民生活センターの消費生活年報(2008年版)によると、ここ数年は全国で1500件以上もの相談が寄せられているようです。

そこで、今回は安心してペットを「買う」ために是非とも知っておきたいチェックポイントを紹介します。

買うときのチェックポイント

ペットショップは登録業者か

動物取扱業の適正化を図るため、2005年に動物愛護管理法が改正され、2006年6月1日より施行されていますが、ペットの販売などを行う事業者は、所在地を管轄する知事に登録(和歌山市内にあつては、和歌山市長の登録)することが義務付けられました。登録業者は店内に登録証を掲示しています。悪質なペットショップについては登録の更新拒否、登録の取消や業務停止措置も行われていますので、ぜひチェックして下さい。

重要事項説明書をもらう

販売業者は契約前に、販売しようとする動物について、健康状態や治療歴の情報などを記した重要事項説明書を交付し、説明をした上で署名を取らなければならないことになっています。

契約書を確認する

契約書には購入する動物の種類や性別などだけでなく、保証内容についても記載してあるものがあり、購入者に不利な約款などが書かれていないかチェックしましょう。

飼育環境が清潔か

環境省令で、事業者は動物に応じた大きさのケージで清潔に管理することを規定しています。

販売しようとする動物の知識が豊富で対応も親切か

購入者の様々な質問に対して、曖昧な対応ではなくきちんと回答をくれる店をえらびましょう。

販売しようとする動物に対して愛情を持って接しているか

単なる商品として扱っていない店をえらびましょう。



最後に、ペットは「物」ではありません。最後まで責任を持って飼えるよう、家族で十分話し合った上慎重に決めるようにしたいものです。

また、ペットの飼い方などの相談は、和歌山県動物愛護センターで受け付けています。

電話 073-489-6500

ご存じですか？

和歌山県金融広報委員会



和歌山県金融広報委員会は、健全で合理的な家計運営のために、中立・公正な立場から、暮らしに身近な「金融経済の情報提供」、年齢層に合わせた「金融経済学習の支援」を行っている団体です。各種団体や金融機関など幅広い協力を得て構成しています。

「金融広報アドバイザー」を派遣します！ **無料**

金融広報アドバイザーは、暮らしの金融情報を中立・公正な立場から広めていくことを目的に活動しています。

自主学习グループ、消費者団体、学校（児童、生徒、PTA）、自治会、企業などの研修会や講演会に、講師として金融広報アドバイザーを無料で派遣いたします。

<テーマ別>生活設計、金融・金銭教育、年金・保険、消費生活問題など

講師派遣依頼は、下記事務局までお問い合わせ下さい。（原則として参加者が10名以上）

「金融学習グループ」を募集しています！

金融学習グループは、暮らしに身近な金融知識や生活設計等をテーマに自主的に学ぶための市民グループです。気のあった仲間同士で学習してみませんか？

当委員会では、金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部補助するなど活動を支援します。

各種刊行物・資料の提供、ビデオなどの貸出

金融、生活設計、金融教育等に関する資料やビデオの貸出を行っています。

県・市町村教育委員会と協力し、学校における「金融・金銭教育」を実施しています。

知るぽると

和歌山県金融広報委員会

< 問い合わせ先 >

和歌山県金融広報委員会（県庁県民生活課内）

TEL 073 - 441 - 2342

FAX 073 - 433 - 1771